

平成18年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成18年6月12日（月曜日）午前10時開会

- 第1 報告第7号 専決処分事項の報告について
- 第2 報告第8号 専決処分事項の報告について
- 第3 報告第9号 美郷町障害者計画の策定の報告について
- 第4 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第5 報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第6 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第13号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第8 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第9 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第10 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第11 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第12 議案第31号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第13 議案第32号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第14 議案第33号 美郷町高額療養費貸付基金条例の一部改正について
- 第15 議案第34号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第16 議案第35号 美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 第17 議案第36号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第37号 美郷町介護手当支給条例の一部改正について
- 第19 議案第38号 工事請負契約の一部変更について
- 第20 議案第39号 工事請負契約の一部変更について
- 第21 議案第40号 平成18年度美郷町一般会計補正予算第1号

- 第 2 2 議案第 4 1 号 平成 1 8 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号
- 第 2 3 議案第 4 2 号 平成 1 8 年度美郷町老人保健特別会計補正予算第 1 号
- 第 2 4 議案第 4 3 号 平成 1 8 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 2 5 議案第 4 4 号 平成 1 8 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 2 6 議案第 4 5 号 平成 1 8 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義一 君	18番	高橋 正治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	澁谷 喜一 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	齊藤 民一 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄一 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	照井 一夫 君	国体準備室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英世 君	教育委員長	清水 猛 君
教 育 長	高橋 福雄 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	鈴木 隆 君

代表監査委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参	事	渋谷新一
上席主査	後藤貞江	主	任	武田浩之

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから会議を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎報告第7号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第1、報告第7号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。
報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明は、明瞭で簡潔にてお願いします。

総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 報告第7号についてご説明申し上げます。

2番の事故の概要でございますが、1月24日、職員が仙南庁舎駐車場内において公用車を車庫に納車中、操作を誤り、車庫前に駐車していた車に追突し、さらに玉突き状態となり、2台の車を破損させたというものでございます。

相手方ですが、

_____です。

2月9日及び3月31日に3番の内容で両者との示談が成立してございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 報告が終わりました。

◎報告第8号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第2、報告第8号 専決処分事項の報告についてを上程いたし

ます。

報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 報告内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) 報告第8号についてご説明申し上げます。

2番の事故の概要でございますが、2月5日、美郷町六郷東根地区の町道を除雪中、見通しが悪いカーブからあわられた相手車が道幅が狭くなっていたため、通れなく、急ブレーキをかけたが、スリップし、除雪車のハイドバン部分に衝突したというものでございます。

相手方ですが、_____。3月31日に3番の内容で示談が成立してございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) 報告が終わりました。

◎報告第9号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第3、報告第9号 美郷町障害者計画の策定の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 報告の内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(辻 一志君) それでは、障害者計画についてご報告いたします。

現在障害者基本法では計画策定について、「策定に努めなければならない」という、いわゆる努力規定になっておりますけれども、平成16年の法律改正によりまして、来年平成19年4月からは「策定しなければならない」という義務規定に改正されております。

また、策定に当たりましては、障害者その他の関係者の意見を聞かなければならないと規定されておりますので、規定に従いまして昨年度、障害者団体、社会福祉団体、障害者施設等の代表の方々にお集まりいただきまして、ご意見をお聞きしているところでございます。

計画の概要について簡単にご説明いたします。

5章による構成になっておりますけれども、第1章は、基本的な考え方といたしまして、基本理念や基本目標を掲げてございます。

この計画期間ですけれども、平成18年度から平成27年度までの10カ年となっておりますけれども、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

5ページ、第2章ですけれども、こちらは現状と問題点といたしまして、障害者の現在の状況やサービスの提供の状況について主に表であらわしております。

第3章、15ページからですけれども、施策の体系化と相互連携として、重点施策ごとの施策項目と福祉、保健医療、教育、雇用、建設などの連携について記載しております。

この計画そのものは、極めて課題が多面にわたることから、行政と関係機関が一体となって取り組まなければならないと考えているところでございます。

続いて、第4章ですけれども、各種施策の課題、目標と具体的な方策として、障害者への理解とか支援体制、あるいは療育、教育体制の充実、就労機会の拡大等についての方策を掲げてございます。

最後に、5章ですけれども、計画の実施状況のフォロー体制として、定期的に調査、検討、見直しを行っていくということでございます。

なお、今回の補正予算でもお願いしておりますけれども、この計画とは別に、障害者自立支援法の規定に基づきまして、今年度中に平成20年度までの各年度における障害者サービスの必要量の見込み等を定めるための障害福祉計画というものを作成することになっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤福章君） 報告が終わりました。

◎報告第10号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第4、報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 報告第10号についてご説明いたします。

一つ目ですが、8款2項道路橋梁費の中の町単独事業分です。繰越額は450万円。

繰り越しの理由ですが、用地買収に不測の日数を要したため、繰り越しとなったものでござい

ます。

二つ目も同じく道路橋梁費の地方道路交付金事業6路線分でございます。繰越額は2億3,985万7,000円。繰り越しの理由ですが、水路管理者との合意や買収予定地の相続手続に不測の日数を要したことなどのため繰り越しとなっております。

三つ目の10款2項小学校費ですが、繰越額は1,584万6,000円。

同じく3項の中学校費、繰越額が2,788万7,000円。いずれも耐震補強に伴う設計及び工事費でございます。小学校は、六郷東根小学校、千屋小学校。中学校は、千畑中学校が対象です。

いずれも国の補正予算が平成18年3月に決定になったため、繰り越しとなっております。

繰り越しの合計額が2億8,809万円でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 報告が終わりました。

◎報告第11号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第5、報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 報告第11号についてご説明いたします。

1款2項施設管理費、大坂地区簡易水道配水管移設工事でございます。

繰越額は1,578万円。

繰り越しの理由でございますが、大坂橋の橋梁かけかえに伴い、既設水道管の撤去及び再添架するため、配水管移設工事を施行しておりますが、大坂橋の橋梁工事の工期延長に伴い、年度内に完成ができなくなったというものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 報告が終わりました。

◎報告第12号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第6、報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 報告第12号についてご説明いたします。

1款3項の流域下水道建設事業費負担金でございます。

繰越額は 132万 3,000円。

繰り越しの理由でございますが、大曲処理場の汚泥タンク設備の使用見直し及び流総計画見直しに伴う主ポンプ、管渠の使用見直しに不測の日数を要したため、流域下水道建設事業費負担金が増加となったためでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 報告が終わりました。

◎報告第13号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第7、報告第13号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 報告第13号についてご説明いたします。

6款1項農業費の中の仙南種苗センター改修事業でございます。

繰越額は 388万 5,000円です。

繰り越しの理由ですが、降雪が早かったことと、その後の豪雪により工事の進捗が大幅におくれたことによるものでございます。以上です。

◎承認第1号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第 8、承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） 承認第 1 号の美郷町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

専決処分書にありますとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年 3 月31日に公布されたことに伴いまして、美郷町税条例の一部を改正する条例を 3 月31日専決第 6 号で処分しております。

今回の改正は、別紙のとおり、相当な量でありますので、主な改正について説明いたします。

議案資料集に基づいて説明したいと思います。議案資料集の 1 ページ目であります。

第24条第 2 項であります。これは、（町民税の非課税の範囲）であります。これまで所得金額 28万円に本人、扶養親族数の数を乗じた金額と扶養親族がある場合は、さらに上乘せ分として17万 6,000円を加算しておりましたけれども、これを16万 8,000円に引き下げるものであります。

次の 3 ページ目になります。

3 ページ目の第33条の 2（所得控除）であります。ここでは「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改めております。一部経過措置は残しますけれども、既存の損害保険料を全廃しまして、地震保険料の全額を所得金額から控除するものであります。最高が 5 万円の控除額となっております。これは平成19年度以後の適用となっております。

次のページになります。4 ページ目であります。

第33条の 3 であります。これは、（所得割の税率）でありますけれども、現行、右の表の金額の区分によって適用していたものを一律「100分の 6 を乗じた金額」に改正となっております。これは、平成19年以後の適用となっております。

同じく、同じページの33条の 4 であります。（法人税割の税率）でありますけれども、現行33条の 6、このまま項が繰り上がってきたものであります。

5 ページ目であります。

第33条の 6（調整控除）であります。これは、所得割の納税義務者は、所得割の額に応じまして金額を控除するものであります。1 号が合計所得金額が 200万円以下の控除規定であります。

次のページになります。6 ページ目になります。

2号が合計所得金額が200万円を超える場合の控除金額の適用であります。

次の6ページから7ページにかけてでありますけれども、これは配当割額の関係での税率の改正でありますので、省略いたします。

次の8ページ目であります。

これは、35条の2になりますけれども、ここでも「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改めております。これは、地震保険料の2分の1に相当する額を上限2万5,000円の範囲で町民税を控除するものであります。

9ページ目になります。

第51条の4であります。（分離課税に係る所得割の税率）でありますけれども、退職所得金額によりまして、現行の右側の表で区分していたものを一律「100分の6」に改正したものであります。

次のページ、10ページ目になります。

第91条であります。これは、（たばこ税の税率）であります。1,000本につき「3,064円」の改正となっております。

11ページ目になります。

第3条の2であります。これは、町民税所得割の非課税の範囲でありますけれども、所得金額35万円に本人、扶養親族の数を乗じた金額に扶養親族がある場合はさらに上乗せ部分として「35万円」を加算しておりましたけれども、これが「32万円」に引き下げられたものであります。

次、ずっと飛びますけれども、16ページ目になります。

第5条の3であります。これは、新たに加わったものでありますけれども、住宅ローン控除を平成20年度から平成28年度までに個人町民税については5分の3に相当する金額を控除するものであります。これは、平成11年から平成18年までに入居したものに限りとなっております。

次の18ページですけれども、18ページの6条第2項であります。

これは、肉用牛に係る課税の特例でありますので、省略いたします。

21ページ目になります。

8条の5項であります。これは、耐震改修された既存の住宅について、固定資産税の2分の1の減額措置であります。昭和57年1月1日以前から所在していた住宅で1戸当たりの工事費が30万円以上120平方メートル相当部分までが適用となります。

次、またずっと飛びますけれども、23ページからです。

23ページから24、25ページにかけてですけれども、1項の改正では今回の宅地等の固定資産税

等の評価がえに伴いまして、これまで現行右の表で区分していたものを負担水準が80%未満のもの住宅用地については、前年度課税標準額に当該年度の価格に100分の5を加えた額を課税標準額とするとしております。

次に、2項ですけれども、住宅用地10分の8、商業用地にあつては10分の6を乗じて得た額を課税標準額とするとしております。

3項であります。これは、課税標準額の下限の設定でありますけれども、課税標準額が10分の2を下回る場合は10分の2を課税標準額とする下限の設定であります。

4項では、住宅用地の負担水準が0.8以上については、前年度と同額の課税標準額とする。

5項では、商業用地が負担水準が0.6以上0.7以下については、前年度と同額の課税標準額とするものであります。

次のページであります。26ページになります。

6項であります。商業用地の負担水準が0.7を超える場合は、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とする規定であります。

次に、また飛んでいきます。30ページになります。

第14条の2、これは（たばこ税の税率の特例）であります。

31ページの14条の4からは、ほとんどが税率の改正となっております。14条の4では、事業取得に係る課税事業所得の率の改正であります。

33ページは、土地建物等の長期所得金額に対しての税率の改正となっております。

34ページの15条の2でありますけれども、これは優良住宅地造成のための譲渡所得の課税の特例、これも率の改正であります。

1号では2,000万円以下の場合、2号では、35ページになりますけれども、2,000万円を超えた場合の課税の特例の率の改正であります。

36ページも同様であります。

37ページの短期譲渡所得でありますけれども、これに関しても税率の改正であります。

38ページから39ページにかけては、株式等に係る、これも税率の改正であります。

42ページから43ページにかけてでありますけれども、これは、上場株式関係の、これも税率の改正であります。

次に、ずっと飛んで、47ページになります。

47ページの18条の2項、46ページから47ページですけれども、これは、先物取引に係る、これも税率の改正であります。

48ページからですけれども、（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）でありますけれども、これは、条約相手国との課税上の取り扱いを規定しているものでありまして、利子や配当を受ける場合は、町民税の所得割を課税することを定めたものでありますけれども、美郷町では該当者がおりませんので、省略いたします。

次に、55ページになりますけれども、これは先ほどの第11条での改正でありまして、これも条約適用関係でありますので、省略いたします。

次に、議案ですけれども、議案15ページになります。

下から7ページの中ほどになっておりますけれども、これは、先ほどの改正になりました条例の施行期日と、次のページですけれども、これは町民税に関する（「ページ振っていないからわからない」の声あり）ページ振っていません。済みませんです。

別紙の美郷町税条例の一部を改正、この分がまず1ページになります。7枚開いてもらえませんか。7枚めくった次のページになります。中ほどになります。（施行期日）とあります。これは、先ほど説明しました条例改正の施行期日がここでうたわれております。

次のページになります。

次のページでは上の方ですけれども、（町民税に関する経過措置）となっております。

もう1枚めくってもらいますと、次のページであります。

右側の方になります。中ほどよりちょっと下になりますけれども、これは（町たばこ税に関する経過措置）をうたっております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎承認第2号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第9、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） それでは、承認第2号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

先ほどの税条例の一部改正と同様に、地方税法の改正によりまして、美郷町国民健康保険税条例の一部改正を3月31日、専決第7号で処分しております。

これも議案資料で説明したいと思います。59ページであります。

第4条第3項と下の第16条1項中ですけれども、これは「8万円」を「9万円」に改めております。

医療分と介護分がありますが、介護給付金のみ課税限度額が「8万円」から「9万円」に引き上げられたものです。

これは、40歳以上65歳未満の医療保険加入者が対象となっております。

次のページになります。

6項から9項までは、新たに項を加えております。これは、公的年金に係る国民健康保険税の減額の特例であります。平成18年から2年間の緩和措置でありまして、平成17年1月1日において65歳以上が適用となっております。

6項では平成18年度の国民健康保険税に限りまして、均等割、平等割の額の総所得金額から28万円を控除するものであります。

7項では平成19年度分の国民健康保険税に限り、前項と同様、22万円を控除するものとしてあります。

次の61ページ目から62ページにかけて、8項であります。

これは、先ほどと同様に、平成18年度における国民健康保険税に係る、これは所得割です。所得割額の算定の特例でありまして、平成18年度に限り所得金額から13万円を控除するものであります。

9項では平成19年度では所得金額から7万円を控除するものであります。

以下、地方税法等による項の改正、繰り上げ、繰り下げが主なものであります。

次の66ページになります。

18項であります。（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）でありますけれども、先ほどの税条例の改正と同様、美郷町では該当者がありませんので、省略いたします。以上であります。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎承認第3号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第10、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 承認第3号についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

専決処分の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,010万 1,000円を
追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 133億 6,773万 6,000円とするものでございます。

専決処分書の6ページをお願いいたします。

最初に、歳入をご説明いたします。

歳入の内容でございますが、2款から次のページの10款までは、3月定例会以降による交付決
定となった譲与税や交付金等の額の確定により調整を行ったものでございます。

8ページをお願いします。

最後の13款2項6目6節でございますが、これは、町道の除雪費に対する追加補助分ござい
ます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

3款1項4目28節でございますが、これは、繰出金の実績見込みによる減額でございます。

次の8款2項2目でございますが、これは、除雪費の追加補助がございましたので、財源の組
み替えをしたものでございます。

14款1項1目の予備費でございますが、増額補正してございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎承認第4号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第11、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(鈴木四郎君) 承認第4号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,157万7,000円とするものでございます。

内容につきましてご説明いたします。

初めに、6ページお願いいたします。

1款1項1目の医療給付費でございます。こちらにつきましては、昨年の12月の定例におきまして医療費の伸び等を見込まれましたので、増額補正をお願いしておりました。その後、医療費が抑えられたことによりまして、平成17年度の精算見込みということで減額するものでございます。補正額が1億800万円でございます。

それから、歳入の方でございます。5ページをお願いいたします。

こちらの減額につきましては、4款1項1目の一般会計繰入金を減額するものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第31号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第12、議案第31号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) 提案理由をご説明いたします。

法律により、一部事務組合は、組織する地方公共団体の数の増減や共同処理する事務の変更等により規約を変更する場合は、関係地方公共団体と協議を必要とします。

また、地方公共団体は、この協議について議会の議決を経なければなりません。

以上のことから、今回琴丘町等の合併により、三種町の誕生や能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更等が生じたため、別紙規約案のとおり変更することについて議会の議決を

求めるものです。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第13 議案第32号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 議案第32号についてご説明いたします。

秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数に異動がございましたので、議案第31号と同じ理由により、議会の議決を求めるものです。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第14、議案第33号 美郷町高額療養費貸付基金条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 議案第33号についてご説明申し上げます。

基金制度の趣旨をかんがみ、被保険者を救済する観点から、高額貸し付けの要件に係る規定を改正したくお願いするものでございます。

議案資料集の71ページにおきましてご説明申し上げます。

美郷町高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表でございます。改正後、改正前になってございます。改正の第4条でございます。改正前の下線部分、「かつ国民健康保険

税を完納している者であって」を削除いたします。

それから、第7条でございます。「保証人 町長が必要と認めたときは、保証人1人をつけるものとする」を「保証人 前年度以前の国民健康保険税滞納者又は」をここの部分に加えるもの
でございます。

この条例は、平成18年7月1日から施行する。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第15、議案第34号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） それでは、議案第34号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

国民健康保険税は、医療分と介護分を加えた額となっております。

税率につきましては、地方税法に規定しております応能、応益それぞれ50%ずつとなっております。

議案資料集で説明いたします。74ページであります。

第5条から第7条の2までは、医療費の税率改正であります。

第5条であります。所得割額では所得金額に「100分の6.3」を乗じた額を「100分の7.4」に改正となっております。1.1%の増であります。

第6条の資産割額では「100分の26」から「100分の31.2」に改正しまして、5.2%の増であります。

第7条の均等割額では1人「2万1,600円」から「2万3,100円」に改正しまして、1,500円の増となります。

第7条の2世帯別平等割では「2万7,000円」から「2万1,700円」に改正しまして、ここでは5,300円の減額となります。

これによって計算しますと、1世帯あたりは13万 4,223円、1人あたりでは5万 8,190円となります。

次に、75ページ目になります。

第8条から第9条の3までは、介護分の税率であります。

第8条であります。介護分の所得割額は、「100分の1」から「100分の1.2」に改正しまして、0.2%の増であります。

第9条の資産割額では「100分の5.57」から「100分の8」に改正しまして、2.43%の増。

第9条の2均等割額では1人について「6,300円」から「7,100円」に改正しまして、800円の増。

第9条の3世帯別平等割では1世帯あたり「3,800円」から「4,200円」に改正しまして、400円の増となっております。

これによって計算しますと、1世帯あたりが2万 4,506円、1人あたりでは1万 7,537円となります。

次に、16条であります。75ページからです。

第16条であります。76ページにかけてでありますけれども、第16条からは、低所得者に対する健康保険税の減額規定であります。先ほど説明しました7条、7条の2、9条の2、9条の3に対する減額規定であります。1号では7割軽減規定であります。均等割額1人について「1万 6,170円」、世帯別平等割では「1万 5,190円」に改正しております。これは、医療分ではありません。介護分については、均等割額1人について「4,970円」、世帯別平等割では「2,940円」に改正しております。

2号の方が5割軽減規定であります。医療分の均等割額が1人「1万 1,550円」、平等割額は「1万 850円」に改正しております。

次の76ページから77ページにかけてですけれども、これは、介護分であります。均等割額1人について「3,550円」、世帯別平等割では「2,100円」に改正しております。

3号であります。3号は、2割軽減規定であります。医療分が均等割額1人について「4,620円」、世帯別平等割では「4,340円」、介護分では均等割額1人について「1,420円」、平等割額については1世帯あたり「840円」に改正しております。以上であります。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第16、議案第35号 美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） 議案第35号についてご説明いたします。

この条例は、昨年11月に公布されました障害者自立支援法の第16条にございます市町村審査会の委員の定数は、条例で定めるという規定に基づきまして提案するものでございます。

この審査会の役割ですけれども、障害者自立支援法の施行により、障害者が障害福祉サービスの利用を希望する場合には、障害程度区分の認定というのが必要になってきます。

この障害程度区分の認定のために、認定調査、106項目の調査表を使いますが、その認定調査によってコンピューターで1次判定を行うと。その後、医師の意見書などによりまして、2次判定を行うわけですが、この2次判定を行うのが審査会でございます。

条例で定める審査会の定数でございますけれども、上限数を定めればよいということとされており、審査会には、審査の対象者数に応じて5人を標準とする合議体を複数設置できるわけですが、人数が多ければ合議体が二つになったり三つになったりすることになりますけれども、現在美郷町で何らかの障害者サービスを利用している方で審査判定の対象となると見込まれる方160名ほどございまして、月に1回か2回開催できれば、合議体は一つでもサービス利用者に支障なく審査判定が可能と考えておりますので、条例で定める委員数は1合議体の委員数の標準である5人以内としております。

なお、審査会の委員ですけれども、障害者等の保健または福祉に関する学識経験を有する者のうちから町長が任命することになりますけれども、障害程度区分認定のための調査の内容なり、あるいは医師の意見書などを十分理解した上で審査をしていただく必要がございますので、身体的、精神的各障害について専門的な知識を持っており、中立かつ公正な立場で適切に審査を行える方といたしまして、医師のほかに理学療法士や精神保健福祉士といった資格のある方を予定しているところでございます。

委員の任期は2年でございますけれども、法律上、初回は平成19年3月までとされており、再任されることができません。

また、審査会の委員の身分ですけれども、町の非常勤特別職ということになります。

この審査会でございますけれども、障害程度区分の認定に当たって、認定調査員が調査項目と調査表によって調査した結果をもとに、コンピューターで1次判定する。その判定結果と医師の意見書などによって審査会で2次判定を行うということで、これはまさに介護保険の要介護保険認定とほぼ同じ流れになっているところです。

また、審査会の委員構成や身分、審査方法につきましても要介護認定審査会と同様の制度になっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

これにて10分間休憩します。

（午前10時54分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時04分）

◎議案第36号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第17、議案第36号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 議案第36号についてご説明いたします。

次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。

議案第35号で提案してございます障害程度区分認定審査会委員の報酬の額を次のとおり追加したいというものでございます。下の方の枠の中でございますが、区分は、障害程度区分認定審査会委員。報酬の額でございますが、日額2万円。ただし、障害程度区分認定審査会以外の会議等

の場合は、日額 5,000円とするというものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第18、議案第37号 美郷町介護手当支給条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） それでは、議案第37号についてご説明いたします。

この条例改正ですけれども、在宅で重度の障害を持っている方や寝たきりの方を常時介護している方に対して支給している介護手当の申請手続と支給回数を改めることによりまして、この制度をより利用しやすいように改正するというものでございます。

新旧対照表でご説明させていただきたいと思いますので、議案資料集の79ページをごらん願います。

まず、第4条でございますけれども、対象となる重度障害者等の条件といたしましては、身体障害者の手帳で1種1級、または要介護認定で4または5という方になっておりますので、身障手帳なり介護保険証という公的資料により確認できることから、担当地区の民生委員という規定ではなく、居宅介護支援事業者の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーとか、あるいは社会福祉協議会の在宅福祉相談員という、職務上のかかわりのある者を通じて提出するよう改正するものでございます。

それから、第7条の（支給の額及び時期）でございますけれども、現在年2回、6か月ごとの支給となっていた回数を年4回、3か月ごとの支給に改めることによりまして、介護者が受ける手当をより利用しやすいように改正するものでございます。

また、この改正に伴いまして、申請書様式に要介護度の記入欄を追加するとともに、状態把握の参考となるよう、調査に当たった者の所見欄を加えてございます。

なお、現在介護手当の支給対象となっている方でございますけれども、123名おります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第19、議案第38号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 議案第38号についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料集の一番最後のページをごらん願います。

契約金額に 198万 2,400円を追加し、 8,850万 2,400円とするものでございます。

増額の理由ですが、高欄の延長や護岸工延長の増、迂回土工の追加等によるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第20、議案第39号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 議案資料集の82ページをごらんいただきたいと思います。

契約金額に 412万 9,650円を追加し、 6,187万 9,650円とするものでございます。

増額の理由ですが、土工量の増、排水構造物工の側溝工及び管渠工の増等によるものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第21、議案第40号 平成18年度美郷町一般会計補正予算第一号
についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） それでは、今回の補正予算の歳入及び歳出についてご説明いたします。
7ページをお願いいたします。

最初に、歳入からご説明いたします。

13款1項1目3節、これは、平成18年4月から児童手当制度が改正され、支給対象年齢が小学校3年生から6年生まで拡大されております。あわせて、国の負担率が下がっております。説明欄の上の二つは、負担率の下がった分の減額、残りの四つは、年齢が拡大された分について細節を変更して、当初予算をゼロにし、再計算したものでございます。

2項2目1節でございますが、これは、障害程度区分認定審査会に要する経費です。

2項5目4節ですが、これは、塚地区に建設を予定している町営住宅の補助金で、追加2棟分です。

14款1項1目3節でございますが、これは最初に説明した国の負担金に対する県の負担金でございます。内容は全く同じでございますが、国とは反対に、県は負担率が高くなっておりまして、再計算したものでございます。

次のページをお願いします。8ページです。

2項2目1節、これは身障者住宅のバリアフリー化に対する支援ということでございます。2人分です。

それから、3項1目1節、これは、字界変更は県の事務でございますが、町に事務移譲されたことに伴う交付金でございます。ことしの4月からということになります。

6目51節、一つ目の豊かな体験という欄でございますが、これは、宿泊を通じた交流や自然体験を目的とした県の委託事業で、六郷東根小学校が対象になります。

二つ目ですが、小学校の教育相談体制の調査研究を目的とした委託事業ということで、六郷小

学校が対象となっております。

18款1項1目の繰越金でございますが、これは前年度繰越金を充用してございます。

19款4項4目1節でございますが、これは、子育て等の家庭教育を推進するための受託事業費でございます。

それから、5項5目1節でございますが、これは宝くじの普及広報事業の一環として助成される補助金でございます。

最後に、20款1項4目ですが、これは、塚地区の追加2棟分の起債でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。10ページをお願いします。

2節から4節までの人件費は4月の人事異動に伴う調整ですので、説明は省略させていただきます。

2款1項1目18節コミュニティ事業備品でございますが、これは宝くじの助成金を原資としてテント10基、イベント用のジャンパー100着を購入するものでございます。その次の19節は、額の確定によるものでございます。

それから、2目8節、それから13節でございますが、これは町民歌とイメージソングの原盤作成に要する経費です。

3目の11節印刷製本費ですが、これは町勢要覧1,500部の印刷代です。

飛びまして、13ページをお願いします。

13ページ、3款1項1目でございますが、これは、1節、9節、それから次のページの11節は、次の2目への予算の組み替えで、減額となっております。

14ページをお願いします。

2目の障害者福祉費でございますが、4月からの障害者自立支援法の施行に伴う事業執行に要する経費でございます。13節ですが、これは、福祉計画策定のためのアンケートを行いますが、その調査の分析委託料でございます。19節の上二つ、減額してございますが、これは20節への組み替えでございます。それから、三つ目のバリアフリー化支援事業費補助でございますが、これは住宅のバリアフリー化に対する補助金2人分でございます。

3目高齢者福祉費の21節貸付金でございますが、当初で1,000円計上してございますので、200万円の貸し付けということになります。

それから15ページ、2項2目20節でございますが、これは児童手当の制度改正によるもので、減額は、細節の変更のため減額してございます。そして、増額は再計算したものでございます。

4目児童福祉施設費、次のページになりますが、16ページの18節、これは六郷保育園において

調理用機材の購入でございます。

それから、5目の子育て支援費でございますが、7節と13節ですが、仙南地区で放課後の小学校低学年を預かる学童保育をシルバーバンクと臨時雇用で半分ずつ頼んでおりましたが、シルバーバンクで適任者がおらず、臨時雇用ですべて対応するということになりました。そのために、シルバーバンクへの委託料を減額してございます。その分、賃金に増額しておりますが、別件で保育の関係上、臨時職員の1人分の賃金が幼稚園費に組み替えになっておりますので、トータルで減額となっております。

それから、15節でございますが、六郷地区で放課後の小学校低学年児童を預かる学童施設は、隣地との垣根に戸がなく、通行がフリー状態にありますので、セーフティーネットを設置するものでございます。

4款1項1目8節でございます。それから、その次の予防費の8節と同じ内容でございますので、あわせてご説明いたします。いろいろな事業を進めていく上で栄養指導もメニューの中に入っております。そのために、栄養士を委嘱するものです。12万8,000円の方は成人対象、43万1,000円は乳幼児対象ということになります。

それから、11節と13節の一つ目、予防接種委託料でございますが、平成18年度から予防接種の取り扱いが一部変更になり、薬代込みの委託料となりました。そのために医薬材料費を減額し、予防委託料を増額するものでございます。

それから、二つ目の生活機能評価委託料でございますが、65歳以上の健診項目にこの評価が追加されたために補正するものでございます。

それから、一番下6款1項1目、次の18ページをお願いします。

11節の消耗品費でございますが、これは、委員の作業服27人分でございます。

それから19ページ、7款1項3目観光費の11節修繕料でございますが、これは大台野広場の遊具の修理代です。その下の13節浄化槽清掃管理委託料でございますが、これは今できました雁の里山本公園の管理休憩棟に要する経費でございます。

それから、4目温泉施設費、次のページをお願いします。

20ページの15節でございますが、配水管を埋設しているのり面の崩落があり、補修を要するために補正してございます。

21ページ、8款6項2目住宅建設費でございますが、13節から19節まで、旧千畑町の塚地区に建築を予定している町営住宅追加2棟分に要する経費でございます。15節の建築一式工事でございますが、建物本体に要する経費は3,022万円、残りは、植樹等の経費となります。

22ページをお願いします。

10款1項2目事務局費でございますが、11節の消耗品費、これは現在車につけております「子ども見まもり隊」のマグネットの追加作成分でございます。それから、18節の青色回転灯でございますが、これは不審者対策用として公用車3台に設置したいというものでございます。

それから次のページ、2款2項1目8節相談員謝礼でございますが、これは、県の委託事業であります子供と親の相談員活用事業で相談員を委嘱するものでございます。その下の11節の修繕料でございますが、これは、雪害によりまして、町内7小学校の遊具が壊れておりますので、それに要する補修費です。それから19節は、次の2目への組み替えでございます。

2目教育振興費、8節から14節まででございますが、これは六郷東根小学校が県から豊かな体験活動推進事業の指定を受けまして、その事業に要する経費で、宿泊を伴う野外活動費でございます。

24ページをお願いします。

3項1目学校管理費の中の3節職員手当の中の期末手当4,500万円の減額でございますが、当初予算におきまして期末手当は本来「509万2,000円」と計上すべきところを1けた多くしまして「5,092万円」と計上してございました。そのために、今回減額するものでございます。事務上の遺漏を深くおわびいたしまして、今後このようなことがないように十分注意したいと思えます。申しわけございませんでした。

それから、11節の修繕料でございますが、これは仙南中学校のグラウンドの走路の排水不良のための補修費です。それから、13節委託料、下の方の設計監理委託料でございますが、六郷中学校の老朽化に伴った維持管理保全のための調査業務委託費でございます。それから、15節ですが、千畑中学校の外壁が傷んでおりますので、工事したいというものでございます。

それから、次の4項1目幼稚園費でございますが、7節の臨時教諭等賃金でございますが、これは入所児の保育の関係で、幼稚園から保育園の方へ職員の異動がありましたので、組み替えるものでございます。それから、15節の工事費でございますが、これは六郷幼稚園の屋根の修繕及び塗装工事でございます。

それから、25ページの一番下になりますが、文化財保護費、8節から13節でございますが、千屋断層の保存について検討委員会で検討した結果、保存方法や施設の規模等の基礎調査を業者に委託し、その調査書ができてから検討することになり、予算の組み替えをしたものでございます。

26ページをお願いします。

6項1目の保健体育総務費でございますが、7節と11節ですが、町有バスをスポーツ振興のた

めに社会教育課に所管がえをしてございます。その管理に要する経費でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第22、議案第41号 平成18年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

初めに、6ページをお願いいたします。

歳出の方からご説明申し上げます。

3款1項、それから4款1項につきましては、平成18年度の拠出金及び納付金の額が確定したことによりましての補正でございます。

それから、歳入でございます。5ページをお願いいたします。

1款1項1目、2目につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、新しい税率によりまして算出した補正額になってございます。

それから、9款1項2目でございます。例年ですと決算の段階で前年度繰越金を補正するわけでございますけれども、税関係と密接な関係がございますので、特例ではございませんけれども、今回前年度繰越金見込める額相当額を補正するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第23、議案第42号 平成18年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(鈴木四郎君) ご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらにつきましては、平成17年度老人保健特別会計におきます老人医療費等の確定によります精算によるものでございます。前年度分の精算につきましては、支払い基金、それから県の部分につきまして返納、償還というものでございます。

それから、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款1項1目でございます。こちらにつきましては、国庫負担金の過年度分の追加による交付でございます。

それから、4款1項1目の一般会計繰入金でございます。精算に伴いまして一般会計より繰り入れをお願いしまして精算するものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第43号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第24、議案第43号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。

初めに、7ページの歳出をお願いします。

1款1項1目でございます。これは、人事異動に伴います給与等の増額でございます。

それから、2項1目でございます。これは、本堂地区の簡易水道組合の施設のタンクの修繕への補助でございます。

それから、3項1目15節でございます。これは、六郷東部地区の施設整備費の補助金の内示額が増額となったものでございます。

それから、2目でございます。13節は、県河川事業が今行われてございます。出川改修に伴います寺田橋に添架されております本管の移設費の調査料と、それから15節の移設工事費が主なものでございます。

この財源でございますが、6ページの歳入でございます。

3款1項1目でございます。これは、国庫補助金の内示額の確定に伴います増額でございます。

それから、5款1項1目でございます。これは、先ほど申し上げました本堂地区への補助金と、それから寺田橋への減耗分、これが一般会計から繰り入れしていただくというものでございます。

それから、7款1項2目でございます。これも寺田橋に添架されます本管の移設料、これを県から補助されるものでございます。

それから、8款1項1目は、国からの補助金の増額、それから、起債の増額となっております。

今回の補正によりまして歳入歳出にそれぞれ 2,093万 7,000円を追加しまして、総額を4億 2,897万 2,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第25、議案第44号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 初めに、議案第44号についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

1款1項1目でございます。2節ほかそれぞれを減額してございます。これは、人事異動に伴いますものでございます。

これに対します歳入であります。5ページをお願いいたします。

4款1項1目の一般会計からの繰入金 465万 5,000円を減額するものでございます。

今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ 465万 5,000円を減額しまして、3億 6,016万 1,000

円とするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第26、議案第45号 平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1項についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 議案第45号についてご説明申し上げます。

初めに、6ページをお願いいたします。

1款1項1目2節ほかそれぞれを減額してございます。これは、人事異動に伴うものでございます。

これに対してまして、歳入でございます。5ページをお開き願います。

4款1項1目でございます。これは、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 153万 5,000円を減額しまして、総額を2億1,427万 9,000円とするものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時40分）

